

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	保存地区内の現状変更行為の許可		
根拠法令名	大津市伝統的建造物群保存地区保存条例		(条項) 第 4 条第 1 項
基準法令名	大津市伝統的建造物群保存地区保存条例		(条項) 第 5 条
所管部署	市民部文化財保護課		
標準処理期間	30日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称【伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画について(平成9年教育委員会告示第6号)】</p> <p>・ 掲載図書等【<span style="float: right;">】</span></p> <p>・ 内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【現状変更行為の許可基準】</p> <p>・ 平成9年教育委員会告示第6号別表1及び別表5に適合する行為で、大津市伝統的建造物群保存地区保存条例第5条各号に定める基準を満たすものであること。</p>			

## 参 考

### 【根拠法令】

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例

第4条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建造物の修繕、模様替え又は色彩の変更で、その外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石の類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓

### 【基準法令】

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例

第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建造物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建造物の移転については、移転後の当該建造物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建造物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、これらの行為後の地貌(ぼう)その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。